

保護者の皆さまへ

仙台市こども若者局運営支援課

5月8日以降の保育所等における新型コロナウイルスへの対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃から保育所等における新型コロナウイルス感染症対策にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行に伴い、5月8日以降の保育所等における対応につきましては、令和5年3月29日付「保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る予防措置及び発生時の対応について（令和5年3月29日改訂）」でお示しているほか、以下のとおりとさせていただきますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

1 保育所等の感染症対策について

- ・発熱や、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅での休養をお願いいたします。
- ・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行います。
- ・こまめな手洗いや咳エチケットに努めます。
- ・日頃の清掃により、清潔な空間を保ちます。
- ・引き続き、保育所等を利用する子どもにマスクの着用は求めないことといたします。

※感染症流行時には、基本的感染対策を徹底するとともに、施設内の消毒を行う箇所や回数を増やすなど、各施設の状況に応じて対策を強化することが考えられます。その際には、保護者の皆さまにもご協力をお願いする場合がありますかもしれませんので、何卒よろしくをお願いいたします。

2 登園のめやすについて

新型コロナウイルス感染症に罹患した児童の登園のめやすについては、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間の基準に準じて、「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること**」といたします。

なお、登園を再開する際に、検査陰性証明書等の提出は必要ありません。

3 その他

令和5年3月29日付「保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る予防措置及び発生時の対応について（令和5年3月29日改訂）」でお示した5月8日以降の取り扱いの主な内容は次のとおりです。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休園措置は実施しないこと
- ② ①に伴い、これまで実施してきた臨時休園期間や、感染者・濃厚接触者として特定された児童の登園自粛要請（健康観察）期間に係る利用者負担額（保育料）の減免措置を廃止すること
- ③ 児童が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、適時保育所等と情報共有いただきたいこと（PCR検査を受けることとなった場合や同居家族等が感染した場合の報告は不要です）

仙台市こども若者局運営支援課

電話：022-214-8179（認可保育施設）

-8487（公立保育所）

-8977（認可外保育施設）